



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
3月26日(火)  
号 外  
第 7 号

## 目 次

### 規 則

- 行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる場合を定める規則の制定…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第十号

行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる場合を定める規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

#### 行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる場合を定める規則

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第七号）第四条の二第一項の規則で定める場合は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第二項第二号の規定により、普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している株式会社に行政財産である土地を貸し付ける場合とする。

#### 附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第四条の二第一項の法人を定める規則（平成十九年栃木県規則第六号）は、廃止する。

(管財課)